

# 平成 28 年度事業計画書

公益財団法人 千葉市産業振興財団

## 第 1 事業計画の概要

当財団は、中小企業支援法に基づき中小企業支援の「指定法人」として千葉市から指定を受けるとともに、中小企業新事業活動促進法に基づき新事業支援体制の「中核的支援機関」として同市から認定を受け、地域経済社会の活性化を目的とした各種支援事業を実施してきた。

また、平成 23 年 3 月には、(財)千葉市勤労者福祉サービスセンターを吸収合併し、中小企業勤労者等の福祉の向上を目的とした事業も併せて実施してきたところである。

平成 28 年度の事業方針としては、社会情勢の変化や多様なニーズに効果的かつ機動的に対応していくため、「公益目的事業」をはじめとする事業区分を次の表のとおり見直すこととし、スケールメリットを活かした事業展開を推進していく。

そのうえで、引続き「千葉市ビジネス支援センター」を拠点に、千葉市及び各支援機関と連携を図りながら、中小企業の経営革新及び新事業創出の促進並びに創業の支援に関する事業と、「千葉市勤労者福祉サービスセンター」を通して、中小企業勤労者等に対して総合的な福祉事業を提供することにより、両事業の相乗効果を追求していくこととする。

### [ 1 公益目的事業 ]

見直し前	見直し後	摘 要
【公 1】 経営・技術支援に関する事業	【公 1】 <b>産業振興に関する事業</b>	定款第 3 条第 1 号の目的を達成するために行う事業を集約
【公 2】 創業支援・交流促進に関する事業		
【公 3】 販路拡大に関する事業		
【公 4】 産業情報提供、人材育成、地域産業資源の発掘・調査及び資金融資に関する事業		
【公 5】 生活安定に関する事業	【公 2】 <b>勤労者等の福祉に関する事業</b>	定款第 3 条第 2 号の目的を達成するために行う事業を集約
【公 6】 健康維持増進に関する事業		
【公 7】 自己啓発・余暇活動に関する事業		
【公 8】 福祉情報提供・普及啓発に関する事業		

[ 2 収益事業]

見直し前	見直し後	摘要
【収 1】 産業振興施設の管理運営及び 会議室の貸与等に関する事業	【収 1】 産業振興施設の管理運営及び 会議室の貸与等に関する事業	変更なし

[ 3 その他の事業(相互扶助等事業)]

見直し前	見直し後	摘要
【他 1】 企業連合会等から受託する事業	【他 1】 企業連合会等から受託する事業	変更なし
【他 2】 特許等取得支援に関する事業	—	定款第 3 条第 1 号の目的を達成するために行う事業として、見直し後の公益目的事業【公 1】に統合
【他 3】 共済給付に関する事業	【他 2】 共済給付に関する事業	【他 3】から【他 2】に変更

このうち、【公 1】「産業振興に関する事業」については、限られた財源をニーズの高い事業に優先的に配分したほか、国が「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」を決定したことに伴い、千葉市では、「住民生活等緊急支援のための交付金(地方創生先行型)」を活用し、中小・小規模事業者の経営課題に柔軟に対応するため、個々の支援ニーズに合わせたニーズ対応型支援を実施していることから、当財団では、行政機能の補完・代替・支援という本来の役割を果すべく、同市と連携し、経営・技術支援、販路拡大支援並びに産学連携の拡充を図り、中小企業者等の期待に応えていく。

このほか、【収 1】「産業振興施設の管理運営及び会議室の貸与等に関する事業」については、千葉市ビジネス支援センターの指定管理者として、更なるサービスの向上を図り、会議室等の利用促進と利用者満足度の向上を目指す。

一方、【公 2】「勤労者等の福祉に関する事業」については、千葉市勤労者福祉サービスセンターの会員に対して実施したアンケート調査の意見・要望等を踏まえ、より充実した福祉事業を提供する。

また、会員の増加を図るための具体的取組みとして、会員事業所に新たな事業所を紹介していただく、1社1企業紹介運動を継続して実施するほか、会員加入促進協力団体(青色申告会、食品衛生協会等)、老人福祉施設や介護サービス事業者、病院事業者等に対し、積極的な加入促進活動を展開する。(平成 28 年度目標: 会員数 5,500 人)

なお、今年度は、設立 15 周年の節目を迎えることから、【公 1】「産業振興に関する事業」及び【公 2】「勤労者等の福祉に関する事業」において、記念事業を実施する。

## 第2 事業計画の内容

### 1 公益目的事業

#### 【公1】産業振興に関する事業

##### (1) 経営基盤強化・新事業創出事業

###### ア 経営・技術支援事業

###### (ア) 経営・技術相談【指定管理事業】

千葉市ビジネス支援センター内に相談窓口を設け、事業者・創業者等が抱える経営や技術的課題について、随時相談に応じる。

また、経営上の法律問題については、弁護士による無料相談を実施する。

配置人員等	実施場所	実施時期	相談費用
専門職員(経営・技術) 8人	相談室等	随時	無料
専門相談員(経営・金融) 3人	相談室等	随時	無料
弁護士(法律事務所に委託)	委託先の事務所	要予約	無料

###### (イ) 経営・技術支援(専門家派遣)【補助事業(ニーズ対応型支援事業)】

中小企業者等の経営活動に関する各種課題について、当財団に登録された各分野の専門家を事業所に派遣し、問題解決のためのアドバイスや技術指導などを行い、中小企業者等の発展・成長を支援する。

実施場所	実施時期	派遣日数	派遣費用
事業者・創業者等の事業所	随時	48日	受益者負担(1/2)

###### (ウ) 地域商業活性化支援(商業アドバイザー派遣)【補助事業(ニーズ対応型支援事業)】

商店街が取り組む活性化事業の実施にあたり、専門知識を有する商業アドバイザーを派遣し、より賑わいをもたらす事業展開を支援する。

また、経営課題を抱える個店に対して商業アドバイザーを派遣し、魅力ある店舗の創出を図るなど、地域商業の活性化を促進する。

対象	実施時期	派遣日数	派遣費用
商店街	随時	33日	無料
個店	随時	1日	受益者負担(1/2)

(エ) 特許等取得支援【補助事業(ニーズ対応型支援事業)】

事業者・創業者等が有する新技術等に関して、特許権・実用新案権・意匠権等の取得及び活用などの相談に随時応じ、かつ必要な支援を行うことで、新技術・新製品等の開発を促進する。

支援方法	支援件数
弁理士の出願手続費用の一部助成	7 件程度

(オ) 認証取得支援(専門家派遣)【補助事業(ニーズ対応型支援事業)】

中小企業者等が ISO・エコアクション 21・プライバシーマークなどの各種認証規格の導入時に必要となる社内体制の整備や諸問題に対して、当財団に登録された専門家を事業所に派遣し、円滑な認証取得を支援し、中小企業者等の継続的な経営改善を図る。

実施場所	実施時期	派遣日数	派遣費用
各種認証取得を図る事業所	随 時	30 日	受益者負担(1/2)

(カ) 事業継続支援【補助事業】

中小企業者の円滑な事業承継を支援するため、事業承継に係る計画策定等の支援を行うとともに取組みへの促進を図る。

また、大規模地震等の緊急事態における企業の危機管理対策である BCP(事業継続計画)の取組みへの促進を図る。

支援方法	支援件数
セミナーの開催、事業承継や事業継続計画等を策定するために要する費用の一部助成	5 件程度

イ 販路拡大支援事業

(ア) 新規市場開拓支援【補助事業(ニーズ対応型支援事業)】

中小企業者等の市場開拓・販路開拓のため、見本市・商談会等への出展の支援を行い、販路拡大や販売力の強化を図る。

支援方法	支援内容
見本市等出展	18 ブース程度

(イ) 商談会【補助事業】

首都圏全体における産業の国際競争力の強化を図るため、九都県市連携による合同商談会の開催に参画する(平成 28 年度は、埼玉県が実行委員会事務局)とともに、ニーズに応じ個別商談会を開催し、これらを契機として、参加企業の広域的な取引のきっかけづくりや新たなビジネスチャンスの創出を支援する。

(ウ) 海外事業展開支援【補助事業】

優れた技術・製品・サービス等を持つ企業に対して、海外企業との連携による経営基盤・技術力の強化、海外市場への進出など、様々な海外事業展開の可能性について関係機関と協力してセミナー等を開催するほか、ビジネスマッチングに向けた各種支援を行う。

開催方法	開催場所	開催時期	開催回数
海外事業展開セミナー	会議室他	随時	3回
マッチング商談会	会議室他	随時	1回

(エ) 海外販路開拓支援【補助事業】

自社製品の海外市場への販路開拓を支援するため、CEマーキングなど海外取引に必要な製品改良や認証取得等にかかる経費の一部を助成する。

支援方法	支援件数
海外取引に必要な製品改良や認証資格取得等費用の一部助成	1件

(オ) トライアル支援【受託事業】

千葉市が実施するトライアル支援事業における審査業務の一部を受託する。

ウ 資金融資事業【受託事業】

千葉市が実施する中小企業資金融資のうち、申請書類の受付・確認等に関する業務を受託する。

エ 連携交流事業

(ア) ビジネス交流会【補助事業】

事業者・大学関係者等によるテーマごとのビジネス交流会を開催し、産学連携や産産連携による新事業創出へ取組む契機とする。

開催方法	開催場所	開催時期	開催回数
講演会・交流会	会議室他	随時	5回

(イ) オープンイノベーション支援【補助事業】

中小・ベンチャー企業等の技術交流及び新技術の創出を図るため、オープンイノベーションによる国内外大手企業等とのビジネスマッチングを探る機会を設けるなど、企業間連携による新たな製品・サービス開発を支援する。

開催方法	開催場所	開催時期	開催回数
千葉市オープンイノベーションセミナー・事後支援フォロー活動	会議室他	随時	3回

(ウ) 情報交流会【補助事業】

千葉市及びその周辺地域に本社を置く中堅・中小企業の経営者又はそれに準ずる者、大手企業の社員、地元金融機関等を対象として勉強会や情報交換会などの交流活動の場を設けることにより、企業の課題解決と企業間及び当財団との連携強化を図る。

(エ) 支援機関連携強化【補助事業】

千葉市新事業支援体制における中核的支援機関として、各支援機関との連携強化を図るとともに、新事業創出支援に向けた具体的な取組みを推進する。

オ 産学連携事業

(ア) 産学共同研究促進支援【補助事業】

産学連携による研究開発や実証試験、試作品の製作など、事業化に向けた支援を行う。

支援方法	支援件数
大学等との研究・調査	3 件程度

(イ) 産学共同研究費用助成【補助事業(ニーズ対応型支援事業)】

産学連携による共同研究を実施する際に必要となる委託研究等の費用の一部を支援する。

支援方法	支援件数
大学等との研究費の一部助成	1 件程度

(ウ) 産学合同技術シーズ交流会【補助事業】

市内近隣大学等の研究シーズ及び市内企業の優れた技術力を一堂に会し、相互の融合による新事業の創出を図る。

なお、今年度は、設立 15 周年記念事業として開催する。

**設立 15 周年記念事業**

[産学合同技術シーズ交流会]

開催方法	開催回数
講演会・ポスターセッション・技術交流会	1 回

カ アイデアコンペ事業【補助事業】

事業者・創業者・学生等の独創的な事業プランや技術を公募し、ビジネスプラン発表の場を提供するとともに、優秀なプランを表彰し、当財団の各種支援事業により事業化を促進する。

[第15回ベンチャー・カップ CHIBA]

開催方法	開催場所	開催時期	開催回数
ビジネスプラン発表会 (一般部門・学生部門)	市内イベント 会場	6～11月	1回

(2) 創業支援事業

ア インキュベート支援事業

(ア) 創業支援【指定管理事業】

創業に関する相談に応じる専門性を有する職員が随時無料で相談に応じ、創業前における事業計画のブラッシュアップや創業後のフォロー等を行い、創業者の安定した経営の確保を支援する。

(イ) インキュベート室入居者支援【指定管理事業】

- a 店舗型ビジネスインキュベート室入居者向けアドバイザー派遣  
定期的に専門家を派遣し、店舗販売に関する実地指導を行う。

実施期間	実施回数
6～3月	10回

- b 店舗型ビジネスインキュベート室入居者向けセミナー

インキュベート室卒業後の安定した事業経営を支援するため、店舗経営者として必要な経営知識の習得を目的としたセミナーを開催する。

開催期間	開催回数
10～3月	6回

イ インキュベート室等管理運営事業

(ア) 本館・富士見分館インキュベート室【指定管理事業】

創業者等をハード面から支援するために設置した千葉市ビジネス支援センターのビジネスインキュベート室及び店舗型ビジネスインキュベート室の管理運営を行う。

また、本館インキュベート室の1室を区割りしてプレインキュベート室を設置し、事業計画のブラッシュアップを図るなど創業前の準備段階にある者を効果的に支援する。

[本館インキュベート室]

施設所在地	施設名及び室数
千葉市中央区中央 4丁目5番1号	ビジネスインキュベート室 14室
	プレインキュベート室 4ブース

[富士見分館インキュベート室]

施設所在地	施設名及び室数
千葉市中央区富士見 2丁目7番5号	ビジネスインキュベート室 8室
	店舗型ビジネスインキュベート室 6室

(イ) 創業支援施設(中央分館：CHIBA-LABO)【補助事業】

事業構想がアイデア段階に留まっている方や創業間もない起業家が、現役のビジネスパーソンの指導・助言を受けながら、互いに連携・協力して新たな事業を創出し、地域経済の活性化を促進するための新たな起業家支援施設の管理運営を行う。

[中央分館：CHIBA-LABO]

施設所在地	施設名及び室数
千葉市中央区中央 2丁目5番1号	ワーキングスペース 30席
	カフェスペース 16席
	商談室 4室
	セミナールーム 1室

ウ 医工連携創業支援事業【受託事業】

千葉大亥鼻イノベーションプラザのインキュベーションマネージャーの配置に関する業務を千葉市から受託する。



(3) 人材育成事業

(ア) ビジネススクール【指定管理事業】

a ベーシック講座

中小企業の経営革新への取組みを支援するため、取組みのポイントや留意点などを学び、人材の掘り起こしにつながる基礎的な講座を開催する。

研修名	対象者	定員	開催場所	参加費用	開催時期	開催数
経営革新基礎講座	経営者・管理者等	40人	会議室	無料	7月	1回

b パワーアップ研修

情報技術を活用した経営の合理化、販路拡大に向けた営業力の強化、創業に必要な知識の習得などを目指し、経営革新や創業を支援するための実践的な研修を開催する。

研修名	対象者	定員	開催場所	参加費用	開催時期	開催回数
パソコン研修	事業者・従業員等	24人	パソコン研修室	有料	1・2月	1回 (2日)
創業者研修	創業予定者・創業間もない事業者	30人	会議室	有料	6・3月	2回 (5日/回)

c ニーズ対応講習

重点施策への取組みをはじめ、中小企業等の補助金獲得や業界等が抱える専門・個別課題に対し、能力開発などニーズに即応した企業等の人材育成を支援する講習を開催する。

研修名	対象者	定員	開催場所	参加費用	開催時期	開催回数
研究開発講習	事業者・創業者等	未定	会議室	無料	随時	3回程度
連携・課題対応講習	5者以上の中小企業者等	未定	会議室	受益者負担(1/2)	随時	

(イ) 商業者育成講座【指定管理事業】

商店街リーダーや商業後継者の育成を図るため、商業関連のテーマで実践的な研修会や活性化事例の講演会を開催し、商店街活動及び個店の経営能力の向上を図る。

開催方法	対象者	開催場所	参加費用	開催時期	開催回数
研修会	商業者及びその後継者	会議室	無料	8月	1回 (2日)
講演会	商業者及びその後継者	会議室	無料	2月	1回

(ウ) 支援機関連携セミナー【指定管理事業】

中小企業者・創業者等の経営基盤の強化を目的として、各支援機関等と連携・協力し、各種セミナーを共催する。

(エ) 経営力強化講座【補助事業】

市内における起業、新事業の創出及び既存市内企業人材のキャリア教育を促進するため、経営戦略や組織マネジメント、マーケティングなどの経営能力の強化を図る研修事業を実施する。

開催方法	対象者	開催場所	参加費用	開催時期	開催回数
研修会	事業者・創業予定者・創業間もない事業者	会議室	有料	随時	1回 (6日)

(4) 産業情報提供・調査分析事業

ア 産業情報提供事業【指定管理事業】

(ア) ホームページ等

中小企業等の経営革新、新事業の創出を情報面から支援するため、当財団が実施する事業、国や関係支援機関等の支援施策やイベントに関する情報をホームページ・メールマガジン・SNS等の媒体を通して、迅速かつ効果的に広く提供し、普及・周知を図る。

(イ) 情報センター

産業情報の拠点である千葉市ビジネス支援センター内の情報センターを活用し、支援企業の活躍や優れた技術・サービスを持つ市内企業の情報発信に一層注力する。

イ 調査分析事業

(ア) 地域産業資源の発掘・調査【補助事業】

中小企業の経営革新や新事業創出を促進するため、効果的かつ有効な支援施策の策定に資する地域産業資源の発掘・調査等を随時実施する。

(イ) 産業経済の調査研究【補助事業】

市内産業及び市内企業が抱える経営課題並びに企業を取り巻く環境変化をタイムリーに把握し、産業支援施策の立案に資する経済動向の実態及び今後の動向を予測する調査を実施する。

また、成長産業に取り組む企業等の実態を把握し、今後の事業展開を分析するなどし、新事業創出支援の企画立案に努める。

(5) 事業可能性評価委員会【補助事業】

主要な支援事業を実施するにあたり、支援対象企業等の審査・評価を行う。

委員	開催回数(予定)
9人(外部有識者及びコーディネーター等)	8回

## 【公2】勤労者等の福祉に関する事業

### (1) 生活安定事業

#### ア 融資あっ旋事業【自主事業】

会員及び登録家族に対し、教育・出産・結婚・医療・葬祭・災害復旧・育児休業・車購入・物品購入・住宅関連資金等を調達する場合に、市中金利より低利で融資が受けられるよう中央労働金庫千葉県本部と提携し、融資のあっ旋を行う。

対象者	融資限度額	利率	融資期間	保証(保証料率)	担保
会員	200万円	年2.100% (固定)	5年以内	日信協(0.8%)	無

※ 利率は平成28年3月末現在

#### イ 老後生活安定事業

##### (ア) 退職金共済制度等加入あっ旋【自主事業】

従業員の退職金制度を設けていない中小企業に対し、会員勧誘の機会や広報誌等を通じて、独立行政法人勤労者退職金共済機構が運営する「中小企業退職金共済制度(中退共制度)」への加入あっ旋を行う。

また、経営者の退職金制度として、小規模企業の個人事業主や会社等の役員に対し、会員勧誘の機会や広報誌等を通じて、独立行政法人中小企業基盤整備機構が運営する「小規模企業共済制度」への加入あっ旋を行う。

##### (イ) 団体保険加入あっ旋【自主事業】

会員及び登録家族に対し、健康状態の告知だけで団体割引適用掛金で加入できる「全福ネット入院あんしん保険(団体総合生活保険(医療補償基本特約))」への加入あっ旋を行う。

また、退会後も保障を継続することができるため、生涯にわたり医療保障や生命保障が受けられる「ず〜っとあんしん共済」への加入あっ旋を行う。

##### (ウ) ライフプランセミナー【自主事業】

会員の豊かな老後生活を支援するため、ライフプランに関するセミナーを開催する。

対象者	開催回数	定員	開催時期
会員・登録家族・友人・一般	1回	20人	10月

### (2) 健康維持・増進事業

#### ア 健康・スポーツ施設等割引あっ旋事業

##### (ア) 温浴施設等利用券割引あっ旋【自主事業】

会員のリフレッシュと健康増進を図るため、日帰り温浴施設や民間スポーツクラブなどの施設利用券を特別価格にてあっ旋販売する。

(イ) 家庭常備薬割引あつ旋【自主事業】

会員の健康維持を目的に、飲み薬や貼り薬などの常備薬(市販薬)を割引価格であつ旋する。

対象者	実施回数	実施時期
会 員	2 回	7・1 月

イ 健康・レクリエーション事業

会員の健康で豊かな生活を支援するため、会員間の親睦、健康づくりに役立つ教室・イベント等を開催し、その費用の一部を助成する。

(ア) 山登り教室【自主事業】

対象者	開催回数	定 員	開催時期
会員・登録家族・友人・一般	1 回	30 人	5 月

※ (公財)船橋市中小企業勤労者福祉サービスセンターと共同開催

(イ) ボウリング大会【自主事業】

対象者	開催回数	定 員	開催時期
会員・登録家族・友人	1 回	45 人	2 月

ウ 健康診断等助成事業

(ア) 人間ドック・検診費用助成【自主事業】

会員の健康管理のため、医療機関において人間ドック、各種検診を自己負担で受診した場合に、年度1回を限度にその費用の一部を助成する。

[人間ドック]

種 類	対象者	助成金額
1泊2日コース	会 員(会員資格取得後1年以上)	10,000 円
	会 員(会員資格取得後1年未満)	5,000 円
日帰りコース	会 員	5,000 円

[検 診]

種 類	対象者	助成金額	備 考
乳がん検診	会 員	1,000 円	自己負担額 1,000 円以上
子宮がん検診	会 員	1,000 円	自己負担額 1,000 円以上

(イ) 予防接種費用助成【自主事業】

会員の健康管理のため、予防接種を自己負担で受けた場合に、年度1回を限度にその費用の一部を助成する。

種類	対象者	助成金額	備考
インフルエンザ 予防接種	会員・登録家族	500円	接種時64歳以下 自己負担額1,000円以上 (先着1,500人)

(3) 自己啓発・余暇活動事業

ア 施設利用助成事業

(ア) 会員証提示割引【自主事業】

会員及び登録家族の自己啓発・余暇活動の充実を図るため、各種施設と割引協定契約を締結し、会員証の提示による割引価格での利用を可能とする。

[契約施設：123施設]

(イ) 契約施設利用券助成【自主事業】

会員及び登録家族の自己啓発・余暇活動の充実を図るため、各種施設を利用した際に、その費用の一部を助成する。

施設利用契約を締結した各種施設にて利用可能な「契約施設利用券」を会員1人につき年度6枚発行する。[1枚700円相当/契約施設：336施設]

また、東京ディズニーリゾート・コーポレートプログラムに入会し、東京ディズニーリゾートで利用可能な「コーポレートプログラム利用券」を会員1人につき年度1枚(1,500円相当)発行する。

なお、マジックキングダムクラブ制度の廃止に伴い、希望する会員に「コーポレートプログラム利用券(1,000円相当)」を発行する。

(ウ) 宿泊利用助成【自主事業】

会員及び登録家族に対し、旅館やホテルなどに宿泊した場合、年度2泊を限度に、その費用の一部を助成する。

対象者	助成金額(1泊)
会員	2,000円
登録家族	1,000円

(エ) レストラン利用助成【自主事業】

会員に対し、市内の契約レストランを利用した際に、その費用の一部を助成する。

実施回数	実施時期
3回	7・9・11月

イ 入場券等割引あつ旋事業【自主事業】

会員及び登録家族の自己啓発・余暇活動の充実を図るため、会員に対し、各種チケット等の購入費用及びチケット郵送料の一部を助成し、特別価格にてあつ旋販売する。

種 類	実施回数	実施時期	備 考
after5club チケット	12 回	通 年	
ゆるり(広報誌)及びホームページ掲載 チケット	6 回	通 年	一般にも販売
千葉ロッテマリーンズ年間指定席	3 回	シーズン中	8 席
ジェフユナイテッド千葉年間指定席	3 回	シーズン中	4 席
ジェフグルメカード	2 回	5・11 月	
映画観賞パスポート等	2 回	7・ 1 月	
図書カード	1 回	9 月	
トイカード(こども商品券)	1 回	11 月	
クリスマスケーキ	1 回	11 月	
クオ・カード	1 回	1 月	

ウ 生涯学習等助成事業

(ア) 生涯学習講座等費用助成【自主事業】

会員に対し、中小企業診断士・社会福祉士・介護福祉士・調理師・保健師・栄養士・管理栄養士等の国家資格の受験対策講座の受講を修了した場合に、受講費の一部を助成する。

また、会員及び登録家族に対し、生涯学習や趣味の充実を支援するため、他機関が主催する各種講座・教室等の受講費の一部を助成する。

[資格取得]

対象者	助成金額	備 考
会 員	各講座 5,000 円	同一資格につき、年度 1 講座助成

[推奨講座]

種 類	対象者	実施回数	助成金額
スポーツ教室	会員・登録家族・一般	20回（6日/回）	受講費用の 20～46%
カービング教室	会員・登録家族・一般	随時（10日/回）	
ビーズフラワー教室	会員・登録家族・一般	随時（3日/回）	
料理教室	会員・登録家族	随時（3日/回）	

(イ) 推奨ツアー費用助成【自主事業】

会員及び登録家族の余暇活動の充実を図るため、旅行会社が主催する各種国内パック旅行の中から推奨ツアーをあっ旋し、参加費用の一部を助成する。

対象者	実施回数	あっ旋数	助成金額
会員・登録家族・友人・一般	6回	12件	500～1,500円

エ 主催事業

(ア) 会員・事業所交流会【自主事業】

会員及び事業所間の交流を深め、事業所 PR の場や新たな視野を広げる機会を提供するため、異業種交流会を開催し、その費用の一部を助成する。

また、独身会員に対し、市域を越えた出会いと交流の場を提供するため、独身者交流会を開催し、その費用の一部を助成する。

なお、今年度は、設立 15 周年記念事業として「会員交流会 ディズニー・パーク・ファン・パーティー」を開催し、その費用の一部を助成する。

[異業種交流会]

対象者	開催回数	定員	開催時期
会員・登録家族・友人	1回	150人	11月

[独身者交流会]

対象者	開催回数	定員	開催時期
会員・登録家族・友人・一般	1回	男女 各24人	9月

※（公財）船橋市中小企業勤労者福祉サービスセンターと共同開催

設立 15 周年記念事業

[会員交流会 ☆ディズニー・パーク・ファン・パーティー☆]

対象者	開催回数	定員	開催時期
会員・登録家族	1回	300人	8月

(イ) カルチャー教室【自主事業】

会員及び登録家族の余暇活動の充実・自己啓発活動を支援するため、初心者や親子が気軽に参加できる教室を開催し、その費用の一部を助成する。

教室名	対象者	開催回数	定員	開催時期
ステンドグラス教室	会員・登録家族・友人・一般	2回	20人	7・2月
リース作り教室	会員・登録家族・友人・一般	1回	20人	11月

(4) 福祉情報提供・普及啓発事業

ア 福祉情報提供事業

会員に対し、事業内容の周知を図るため、各種事業に関する情報提供を行う。

(ア) 「ガイドブック」「ゆるり(広報誌)」等【自主事業】

[ガイドブック]

対象者	主な内容	発行回数	発行時期
会員	各種事業内容・手続方法・割引協定契約施設一覧・各種申請用紙等	1回	4月

[ゆるり(広報誌)]

対象者	主な内容	発行回数	発行時期	発行部数	備考
会員	特集記事・コラム・チケット等のあつ旋・主催事業の参加者募集・会員事業所紹介・会員向けお知らせ等	6回	奇数月	25,000部/回	一般にも配布

[ゆるりぷらす]

対象者	主な内容	発行回数	発行時期	発行部数	備考
会員	会員事業所の紹介・広告を兼ねた割引情報等	1回	12月	20,000部	一般にも配布

※ 「ゆるり(広報誌)」「ゆるりぷらす」は、新規会員獲得のための宣伝手段の一つとして、JR 千葉駅・稲毛駅・土気駅や千葉モノレール都賀駅をはじめ、市内公共施設等で無償配布



(イ) ホームページ等【自主事業】

[ホームページ]

主な内容	更新時期等
各種事業の紹介・会員事業所の紹介・会員専用ページ(会員向けお知らせ・会員アンケート・会員限定入場券等の割引あつ旋販売)等	随時

[会員事業所(事務担当者)への説明]

対象	目的・内容	実施回数	実施時期
会員事業所	会員事業所の事務担当者に対し、事業の紹介、申請・請求手続、各種書類の記入方法等に関するマニュアルを送付	1回	4月

イ 普及啓発事業

新規会員の加入促進及び退会防止を図るため、次の活動を行う。

(ア) 会員加入促進活動

千葉日報や(公社)千葉市観光協会、千葉市商店街連合会の発行物に会員募集広告を掲載する。

また、事業所数が増加している老人福祉施設や介護サービス事業者、病院事業者などへの集中的な勧誘活動を展開するとともに、協力団体や業界団体などが主催するイベントや会合へ積極的に参加し、PR活動を行う。

なお、1社1企業紹介運動で会員事業所から紹介を受けた未加入事業所や、新規開業・未勧誘事業所等へ送付した勧誘ダイレクトメールに回答のあった事業所には、積極的かつ継続的にアプローチを行う。

(イ) 会員退会防止活動

会員事業所を定期的に訪問し、利用が少ない事業所には改めて事業内容及び利用方法を説明するなど、入会後のきめ細かなフォローを徹底する。

また、事業所訪問時に会員の意見・要望等を収集するとともに、事業参加者へのアンケート、ホームページの会員専用ページを活用した満足度調査・ニーズ調査など、様々な方法により意見・要望等の収集を行い、ニーズに応じた新たな事業、魅力あるサービスの提供に努め、会員満足度の向上を図る。

## 2 収益事業

### 【収 1】産業振興施設の管理運営及び会議室の貸与等に関する事業

#### (1) 千葉県ビジネス支援センター管理運営事業【指定管理事業】

指定管理者として、同施設の設置管理条例・管理規則等に基づき、施設の管理運営及び本館会議室等の貸与を行うとともに、利用促進に努める。

[本館会議室等]

(単位：人)

フロア	施設名	定員	備考
13階 「情報のフロア」	会議室 1	48	3室又は2室を一つの会議室として利用可能
	会議室 2	24	
	会議室 3	48	
	講師控室 1	6	
	講師控室 2	6	
	特別会議室	24	
14階 「創業のフロア」	商談室	18	
	共同利用室	16	
15階 「交流のフロア」	会議室 4	36	
	パソコン研修室	24	通常の会議室としても利用可能
	特別商談室 1	12	1室として利用可能
	特別商談室 2	12	
	多目的室	72	

### 3 その他の事業(相互扶助等事業)

#### 【他1】企業連合会等から受託する事業

##### (1) 千葉市内陸企業連合会関係事務【受託事業】

市内の企業連合会の一つである千葉市内陸企業連合会から業務を受託し、研修業務等を実施する。

#### 【他2】共済給付に関する事業

##### (1) 共済給付金支給事業

会員の福祉向上を目的に、各種慶弔給付を行う。

##### (ア) 自治体提携慶弔共済保険【自主事業】

種類	給付事由		保険金額	
祝金	結婚祝金		30,000円	
	出産祝金(会員又は配偶者)		20,000円	
	在会祝金	5年	5,000円	
	永年勤続祝金	10年	10,000円	
		20年	20,000円	
30年		30,000円		
死亡保険金	会員	病気	71歳未満	100,000円
			71歳以上	50,000円
		不慮の事故		150,000円
		交通事故		250,000円
弔慰金	配偶者		50,000円	
	子		20,000円	
	親(実・継・養・義)		10,000円	
	火災等・自然災害による同居親族		20,000円	
傷病休業保険金	会員	休業 14日以上 30日未満	10,000円	
		休業 30日以上 60日未満	15,000円	
		休業 60日以上 90日未満	25,000円	
		休業 90日以上 120日未満	30,000円	
		休業120日以上	40,000円	
後遺障害保険金	会員	病気による 重度障害	71歳未満	100,000円
			71歳以上	50,000円
		不慮の事故による障害		150,000円以内
		交通事故による障害		250,000円以内

種 類	給付事由		保険金額	
住宅災害 保 険 金	火 災 等	会員の居住 する建物・ 家財	損害 50%以上	300,000 円
			損害 30%以上 50%未満	210,000 円
			損害 20%以上 30%未満	150,000 円
			損害 20%未満	60,000 円
	自 然 災 害	会員の居住 する建物	損害 70%以上	90,000 円
			損害 20%以上 70%未満	45,000 円
			損害 20%未満	9,000 円
			床上浸水	18,000 円

(イ) 独自給付【自主事業】

種 類	給付事由		給付金額
祝 金	結婚祝金 ※		30,000 円
	出産祝金(会員又は配偶者) ※		20,000 円
	子の入学祝金	小学校	10,000 円
		中学校	10,000 円
記 念 品	還暦祝		4,000 円相当
	古希祝		8,000 円相当

※ 会員資格喪失後 3 か月以内に事由が発生した場合に限る。